

重 要

令和 3 年 1 1 月 2 日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション
流通委員会
検査委員会

ＪＵ静岡会員規約 追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年12月7日開催オークションより、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

第8章クレーム規約

規約追加事項

■第7条 クレーム免責及び申立却下の事項

自走した車両のクレーム

- ① オイル・水等点検しないで自走搬出し、壊れた車両は免責とする
(エンジン破損、オーバーヒート等)。

※但し、ＪＵ静岡会場内で壊れた車両は出品店の責任とする。

- ② 車両検査時の走行距離から20km以上自走をした車両の不具合・不良等に関するクレームは免責とする。

■第8条 クレームにおける細則

車台番号の打刻が不鮮明な車両

ＪＵ静岡流通委員会及びクレーム委員会が車台番号の打刻が不鮮明であると判断した場合、クレーム対象とする。クレーム申立期間は書類発送日を含む7日間とし、キャンセル又は値引きとする。

※出品時に検査員が打刻不鮮明と判断した場合は出品不可とする。

以上